

IFRS 10Minutes

PwCが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 29
2015年4月

pwc

IFRS任意適用 (予定)企業が 70社を超える

IFRS任意適用企業および任意適用予定企業は増加しており、2015年3月現在、以下の73社となっています(任意適用予定企業には、IFRS適用のプレスリリースを行った企業を含めています)。

ハイライト

- 主な会計トピックや最近の状況を概説
- リースプロジェクト
- 開示に関する取組み
- 収益認識
- その他のIFRS関連ニュース

基準書、マニュアル他
IFRSの総合的な情報は
Inform

適用	IFRS 任意適用(予定)企業
2010~	日本電波工業
2011~	住友商事、HOYA
2012~	日本板硝子、日本たばこ産業
2013~	旭硝子、アンリツ、SBIホールディングス、すかいらーく、双日、中外製薬、ディー・エヌ・エー、トーセイ、ネクソン、マネックスグループ、丸紅、楽天
2014~	アステラス製薬、伊藤忠商事、伊藤忠エネクス、小野薬品工業、そーせいグループ、ソフトバンク、第一三共、武田薬品工業、テクノプロ・ホールディングス、ファーストリテイリング、三井物産、三菱商事、リコー
2015~	伊藤忠テクノソリューションズ、エーザイ、エフ・シー・シー、エムスリー、クックパッド、クラリオン、ケーヒン、コナミ、コニカミノルタ、参天製薬、ジーエヌアイグループ、セイコーエプソン、DMG森精機、デンソー、電通、日東電工、日本取引所グループ、日立製作所、日立化成、日立キャピタル、日立金属、日立建機、日立工機、日立国際電気、日立ハイテクノロジーズ、日立物流、富士通、ホットリンク、本田技研工業、ヤフー、ユタカ技研
2016~	花王、KDDI、住友理工、ネクスト、LIXILグループ
2017~	アサヒホールディングス、JXホールディングス、スミダコーポレーション、田辺三菱製薬、東芝、日本合成化学工業、三菱ケミカルホールディングス

What's New



日付	主体	2015年1月～3月の主なニュース
02月03日	IFRS財団	IFRS財団モニタリング・ボードが、金融庁 河野正道 金融国際審議官を議長として再任【04ページA】
02月10日	IASB	IAS第1号「財務諸表の表示」の修正案を公表【04ページB】
02月17日	金融庁	指定国際会計基準を一部改正する案を公表
02月23日	IFRS財団	IFRS諮問会議の副議長に熊谷五郎氏を選任【04ページC】
02月24日	IASB	ワークプランを更新【04ページD】 (IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を明確化する公開草案が、2015年第2四半期に公表予定であること等が示される)
03月05日	ASBJ	2015年3月のASAF会議に、測定に関するペーパーを提出
03月24日	IASB	ワークプランを更新
03月30日	金融庁	指定国際会計基準の一部改正を公表【04ページE】

◆組織名の略称： 国際会計基準審議会 (IASB)、企業会計基準委員会 (ASBJ)、米国財務会計基準審議会 (FASB)、IFRS財団会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)

01

リースプロジェクト の審議状況 (借手の処理)

IASBおよびFASBは2013年5月の再公開草案の公表後、継続的にリースの審議を行ってきました。

借手の処理に関して、特に重要となる仮決定の概要を紹介します。

なお、IASBは2015年3月に必要な審議をほぼ終了し、最終基準の草案作成の開始に合意しています。同3月24日付IASBワークプランでは、IASBは2015年後半に最終基準を公表する予定です。

Inform



IFRS実務マニュアル・基準書は登録会員がご覧になれます。

契約にはリースが含まれるか？

Yes^{注1}

以下の2要件を両方満たす場合、契約にはリースが含まれる

1. 契約の履行が、**特定された資産**の使用に依存している
 - ◆ 供給者が使用する資産を入れ替える実質的な権利^{注2}を有する場合、この要件は満たされない
2. 顧客が特定された資産の**使用を支配する権利**を有している
 - ◆ 使用期間全体を通じて、顧客が以下の両方の権利を有する場合、この要件は満たされる
 - 資産の使用を指図する権利^{注3}
 - 資産の使用の指図から生じる経済的便益のほとんど全てを獲得する権利

借手の処理

使用権資産・リース負債をオンバランス^{注4}
(IASB・FASB共通)

IASB の処理

単一の費用パターンで処理

前倒しで費用を計上
(現行のファイナンス・リースと同様)

FASB の処理

リースを2種類に分類し、異なる費用パターンで処理

タイプA (現行のファイナンス・リース^{注5}) タイプB (現行のオペレーティング・リース^{注5})

前倒しで費用を計上
(現行のファイナンス・リースと同様) 毎期、定額の費用を計上
(現行のオペレーティング・リースと同様)

(注1) No の場合には、リース新基準の対象外となり、他の基準に従って処理する。

(注2) 供給者が資産を入れ替える「実質的な権利」を有するとは、① 供給者が資産を入れ替える現実的な能力を有しており、かつ② 供給者が入替えの権利の行使によって便益を得ることができる場合をいう。

(注3) 使用期間全体を通じて、顧客が資産の使用目的を指図する権利を有している場合、顧客は資産の使用を指図する権利を有する。

(注4) 12か月以内のリースについては、現行オペレーティング・リースと同様のオフバランス処理が認められる。また、少額資産のリースについても同様のオフバランス処理が認められる。

(注5) IAS第17号「リース」に従った分類を指す。

02

開示に関する 取組みの状況

IASBは2013年より、開示に関する取組みを続けています。これは、IFRSにおける開示要求が多いという声を関係者から受けて開始されたもので、目的は開示の有効性を改善することにあります。

関係者からは、IFRSの開示要求が多く、財務諸表利用者にとって重要性の低い情報まで企業が開示を行う結果、財務諸表の有用性が低下していることが指摘されています。

この取組みにおいては複数のプロジェクトが同時に進行していますが、その全体像と現状を紹介します。

開示に関する取組み						
プロジェクトの種類	適用		リサーチ			その他
プロジェクトの具体的な内容	IAS第1号「財務諸表の表示」の修正	IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正	重要性	開示原則	既存の基準のレビュー	デジタル化
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重要性の明確化 ^{注1} ■ 貸借対照表の表示項目の明確化 ^{注2} ■ 小計表示の明確化 ^{注3} ■ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務活動に分類される項目 ^{注4}に関する調整表の開示を要求 ■ 企業の流動性の理解に役立つ事項 ^{注5}の開示を要求 	ガイダンスの検討	IFRS全体の表示・開示原則の検討	IFRSの開示規定すべてのレビュー	
現状	完了 (2014年12月に修正基準が公表されており、2016年1月1日以後開始する事業年度から適用される)	進行中 (2014年12月に公開草案が公表されており、2015年4月17日までコメント募集中)	進行中	進行中	進行中	進行中

(注1) 財務諸表において情報を集約する決定を行うにあたり、すべての関連する事実および状況を考慮することを要求している。また、重要性のある情報を重要性のない情報で覆い隠したり、異なる性質または機能を有する重要性のある項目を集約することによって、財務諸表の理解可能性を損ねることを禁止している。

(注2) これまで、最低限、別掲が必要な項目が規定されていたが、重要性がない項目については別掲は不要であることを明確化している。

(注3) B/SやP/Lにおける追加的な小計がどのような場合に許容され、またそれらをどのように表示するかガイダンスを提供している。

(注4) キャッシュ・フロー計算書において財務活動に分類されるもの(資本項目を除く)を意味する(例えば借入金やリース負債)。

(注5) 現金及び現金同等物残高を使用する意思決定に影響を与える制約(例えば、外国の現金及び現金同等物残高を本国へ送金する際に生じる税金負債)などの開示が求められる。

03

収益認識に関する 審議 - 知的財産の ライセンス供与

IASBは2014年5月、FASB と共同でIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。2017年1月1日以後開始する事業年度から強制適用となります。IASBとFASBは、IFRS第15号の適用を円滑に進めるため、収益移行リソースグループ (TRG) を創設しました。

TRGが議論してきた適用上の論点の一部について、IASBとFASBが2月に審議を行った結果、IASB と FASB は部分的に異なる仮決定をしています。今回は、知的財産のライセンス供与に関する仮決定を紹介します。

IFRS第15号の規定

ライセンス供与の約束の性質は？

知的財産を使用する権利を提供している

知的財産にアクセスする権利を提供している

以下3つをすべて満たす場合に該当する

顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える活動を企業(ライセンサー)が行うことを、契約が要求している、または、顧客が合理的に期待している

ライセンスによって供与される権利により、企業(ライセンサー)の活動の正または負の影響に、顧客が直接的にさらされる

企業(ライセンサー)の活動の結果、当該活動が生じるにつれて、顧客に財またはサービスが移転することがない

● 収益認識のタイミング ●

ライセンス期間の開始時に(一時点で)収益を認識

アクセス提供期間にわたって収益を認識

適用上の論点あり

「知的財産に著しく影響を与える活動」とは？

2月の審議

審議の結果、以下の仮決定がなされた(他の事項とあわせて公開草案が公表される見込み^{注1})

IASBの仮決定

IFRS第15号を明確化する

「知的財産に著しく影響を与える活動」かどうかの決定にあたっては、知的財産の効用に著しく影響を与えるかどうかを検討する

FASBの仮決定

知的財産の種類に着目したガイダンスを新たに提供する

- 象徴的な知的財産(ブランドやロゴ等)であれば、アクセス提供期間にわたって収益を認識する^{注2}
- 機能的な知的財産(ソフトウェア等)であれば、一時点で収益を認識する^{注3}

(注1) IASB は2015年第2四半期を予定している(3月24日付 IASB ワークプランに基づく)

(注2) 象徴的な知的財産の場合、「知的財産の効用に著しく影響を与える活動」を行うことが、ライセンス供与の約束に含まれるものとみなす

(注3) 企業(ライセンサー)が履行する(独立の履行義務でない)活動の結果として知的財産の機能性の変更が予定される場合は除く

04

その他のIFRS関連ニュース

1月からの3カ月間のIFRSに関連するその他のニュースについて紹介します。

さらに直近のニュースをご覧になりたい場合は、PwCのInformウェブサイトをご利用ください。アクセス・フリーですので、いつでも、どなたでも閲覧可能です。

Inform



IFRS実務マニュアル・基準書は登録会員がご覧になれます。

A. IFRS財団モニタリング・ボードが、金融庁 河野正道氏を議長として再任（2月3日）

IFRS財団モニタリング・ボードは、2月3日、金融庁金融国際審議官の河野正道氏を議長として再任したことを公表しました。再任による任期は2017年2月までとなります。

IFRS財団モニタリング・ボードは、IFRS財団の監督に関する責任を有しており、金融庁を含む当局の代表者から構成されています。

B. IASBがIAS第1号「財務諸表の表示」の修正案を公表（2月10日公表、コメント期限2015年6月10日）

本公開草案は、更新がある場合における債務の分類について明確化する目的で公表されたものです。

本公開草案では、負債を流動または非流動に分類するための規準を以下のとおり明確化することにより、財務諸表の表示を改善することが提案されています。

- 負債の流動または非流動への分類は報告期間の期末日における企業の権利に基づくことの明確化
- 負債の決済と企業からの資源の流出との関連の明確化

C. IFRS財団評議員会が、IFRS諮問会議の副議長に熊谷五郎氏を選任（2月23日）

IASBを統治・監督する立場にあるIFRS財団の評議員会は、2月23日、IFRS諮問会議の副議長に、Gavin Francis氏と熊谷五郎氏を選任したことを公表しました。

IFRS 諮問会議は、IASB とIFRS財団の正式な諮問団体であり、世界各国の40を超えるグループや会員組織の代表者から構成されています。メンバーは、作成者、財務アナリスト、学者、監査人、規制当局、職業会計士団体、および投資家を代表しており、熊谷氏は社団法人日本証券アナリスト協会の代表です。

なお、IFRS諮問会議の議長は、ニュージーランド財務報告基準審議会の前議長のJoanna Perry氏が務めています。

D. IASBがワークプランを更新（2月24日）

IASB は2月24日にワークプランを更新した際、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を明確化する公開草案を、2015年第2四半期に公表する予定であることを示しました。この点について、その後、3月24日にワークプランが更新された際に変更はありませんでした。

03ページに記載したとおり、IFRS第15号の適用上の論点に関する審議がなされており、IASB と FASB は部分的に異なる仮決定をしています。

E. 金融庁が指定国際会計基準を一部改正（3月30日）

金融庁は、3月30日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正を公表しました。

本改正は、IASB が2014年7月1日から12月31日までに公表した基準を指定国際会計基準とするものであり、2014年7月に公表されたIFRS第9号「金融商品」も含まれています。

本改正は3月30日から適用されます。

IFRS実務マニュアル・基準書 総合的な情報は、 PwCのInform

さらに最新、詳細な情報が必要な方のために、IFRSの会員制サイトInform（日本語および英語）をご案内します。

PwCのInformをご覧になると、IFRSの最新動向、基準書、解釈指針はもちろんPwC Manual of Accountingが、英語原文と日本語版でご覧になれます。さらに、PwCの刊行物を含めて、キーワードでの横断的な検索も可能です。IFRSを初歩から学べるサイバーラーニング、情報収集のためのニュース、さらに、研修など幅広くご利用いただけます。詳しくはウェブサイトまたは下記までお問い合わせください。（お問合せ先）E-mail: pwc.jp.inform@jp.pwc.com

How PwC can help

IFRSの基準書や総合的な情報は
Inform

**PwCがお手伝い
できること**



Contact us



PwC Japan

あらた監査法人

京都監査法人

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC弁護士法人

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwc.com/jp/ja/ifrs>

Inform: (PwC Globalの方針に基づき、ウェブサイトの正式な名称を“PwC Inform”から“Inform”に更新しました)

<https://inform.pwc.com/inform2/show?action=bookshelf>

IFRSの基準書や総合的な情報は
Inform

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 小林 昭夫 澤山 宏行

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.